

# 田辺市議会だより

平成23年  
(2011年)

5

月号

発行 田辺市議会事務局

## 平成23年3月定例会

平成23年度一般会計補正予算など47議案を可決

平成23年3月定例会は、2月28日に開会し、3月25日まで26日間の会期で開催されました。

田辺市営住宅条例の一部改正についてをはじめ、平成23年度一般会計・特別会計等の当初予算など、市長提出議案46件と国の関係行政府に提出する意見書1件をすべて原案のとおり可決しました。

このほか、市長専決処分事項の報告等6件の報告を受けたほか、人権擁護委員候補者の推薦については、「異議なし」としました。

また3月10日から15日の4日間にわたり12人の議員が一般質問を行いました。

【目次】
議決結果の一覧
一般質問の要旨
行政観察報告
政務調査費収支報告
議会活動日誌
P 1~3
P 3~6
P 6
P 7
P 8

### 条例(可決七件)



## 議決結果の一覧



### 田辺市営住宅条例の一部改正について

本宮団地の一部を廃止するため改正するもの。

### 田辺市長等の給与に関する条例の一部改正について

市長、管理職員等の給料を一年間減額するほか、用語の整備を行うもの。

### 田辺市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部改正について

乳幼児医療費等の併給調整に関する規定等の整備を図るもの。

### 田辺市生活支援ハウス条例の一部改正について

新たに本宮町下湯川に生活支援ハウスを設置するもの。

### 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正等に伴い改正するもの。

### 田辺市特別会計条例の一部改正について

文里港整備事業の終了に伴い、正するもの。

### 補正予算(可決八件)

※金額は補正後の額

### 平成二十二年度田辺市一般会計補正予算(第九号)

四三一億八九八四万六千円

### 平成二十二年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)

一〇〇億四八六万六千円

### 平成二十二年度田辺市老人保健特別会計補正予算(第二号)

一九五九万四千円

### 平成二十二年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)

一六億七七三六万九千円

### 平成二十二年度田辺市介護保険特別会計補正予算(第三号)

七八億九五七万九千円

● 平成二十二年度田辺市文里港整備事業特別会計補正予算（第二号）	六億四一〇八万三千円
● 平成二十二年度田辺市診療所事業特別会計補正予算（第一号）	四億五〇一四万八千円
● 平成二十二年度田辺市水道事業会計補正予算（第三号）	二一億四四四三万三千円
● 平成二十二年度田辺市水道事業会計補正予算（第二号）	五億一四二万五千円
● 平成二十二年度田辺市簡易水道事業特別会計予算	四〇八六万六千円
● 平成二十二年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算	三億五四四五万二千円
● 平成二十二年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算	四六一九万九千円
● 平成二十三年度田辺市一般会計予算	一六一四万九千円
● 平成二十三年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算	四四二億九八〇〇万円
● 平成二十三年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算	一〇九億四一四六万六千円
● 平成二十三年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算	一六億二三六九万五千円
● 平成二十三年度田辺市介護保険特別会計予算	七八億五六六三万九千円
● 平成二十三年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算	六八万円
● 平成二十三年度田辺市公共用地先行取得事業特別会計予算	四億一〇一二万円
● 平成二十三年度田辺市交通災害共済事業特別会計予算	一億八七〇五万六千円

● 平成二十三年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計予算	六九〇万六千円
● 平成二十三年度田辺市水道事業会計予算	三一八八万円
● 平成二十三年度田辺市水道事業会計予算	一一三億三三四〇万円
● 平成二十三年度田辺市簡易水道事業特別会計予算	五億一四二万五千円
● 平成二十三年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算	三億五四四五万二千円
● 平成二十三年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算	四六一九万九千円
● 平成二十三年度田辺市一般会計予算	一六一四万九千円
● 平成二十三年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算	四四二億九八〇〇万円
● 平成二十三年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算	一〇九億四一四六万六千円
● 平成二十三年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算	一六億二三六九万五千円
● 平成二十三年度田辺市介護保険特別会計予算	七八億五六六三万九千円
● 平成二十三年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算	六八万円
● 平成二十三年度田辺市公共用地先行取得事業特別会計予算	四億一〇一二万円
● 平成二十三年度田辺市交通災害共済事業特別会計予算	一億八七〇五万六千円

● その他議案（可決十二件）	三一八八万円
● 物品購入契約の締結について	一三三億三三四〇万円
● 複合文化施設に設置する電動式集密書架の購入契約を締結するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市熊野古道ほんぐうの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「株式会社奥熊野本宮」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市奥熊野古道ほんぐうの指定管理者を「殿原区」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市奥熊野古道ほんぐうの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 公社の事業の計画の変更について	一一三億三三四〇万円
● 平成二十三年度田辺市土地開発公社の事業の計画について	一一三億三三四〇万円
● 平成二十三年度財団法人田辺市社会教育振興会の事業の計画について	一一三億三三四〇万円
● 平成二十三年度財団法人田辺市公会の事業の計画について	一一三億三三四〇万円
● 市道路線の認定について	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「中辺路町観光協会」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 市道路線の認定について	一一三億三三四〇万円
● 田辺市熊野古道ほんぐうの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 田辺市奥熊野古道ほんぐうの指定管理者を「殿原区」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円

● 田辺市龍神丹生ヤマセミの郷の指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 損害賠償（二件）の額を定め、和解することについて専決処分したもの。	一一三億三三四〇万円
● 平成二十二年度田辺市土地開発公社の事業の計画について	一一三億三三四〇万円
● 平成二十三年度田辺市土地開発公社の事業の計画について	一一三億三三四〇万円
● 平成二十三年度財団法人田辺市社会教育振興会の事業の計画について	一一三億三三四〇万円
● 平成二十三年度財団法人田辺市公会の事業の計画について	一一三億三三四〇万円
● 市道路線の変更について	一一三億三三四〇万円
● 田辺市辺地総合整備計画の変更について	一一三億三三四〇万円
● 市道二路線について、路線の変更を行いうもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市辺地総合整備計画の変更について	一一三億三三四〇万円
● 公共用施設の整備項目を追加するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「熊野で健康ラボコンソーシアム」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「熊野で健康ラボコンソーシアム」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「熊野で健康ラボコンソーシアム」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円

● 人事案件（一件）	報告（六件）
● 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「熊野で健康ラボコンソーシアム」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「熊野で健康ラボコンソーシアム」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「熊野で健康ラボコンソーシアム」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円
● 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について	一一三億三三四〇万円
● 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	一一三億三三四〇万円
● 指定管理者を「熊野で健康ラボコンソーシアム」に指定するもの。	一一三億三三四〇万円

● 外国資本による森林売買等に関する法整備を求める意見書	意見書（可決一件）
● 次の意見書一件を可決し、地方自治法第九十九条の規定に基づき、関係行政機関に提出しました。	意見書（可決一件）
● 任期満了により、委員候補者を法務大臣に推薦することに「異議なし」とした。	意見書（可決一件）
● 委員候補者は次のとおり。	意見書（可決一件）
● 中谷豊藏氏	意見書（可決一件）

外国資本による土地所有については、アジア諸国では一部の国を除き地域を限定したり、事前許可制とするなど何らかの制限を課している。

一方、我が国においては、重要な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることがなっている。

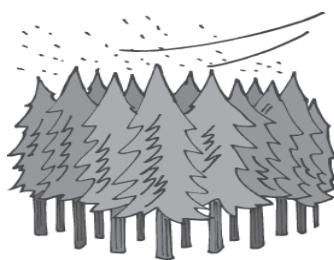
こうした中、林野庁が昨年十二月九日、外国資本による森林買収の全国調査結果を初めて公表したが、それによると、二〇〇六年から二〇〇九年までの四年間に、国土利用計画法に基づく届け出が必要な一ヘクタール以上の土地の取得だけでも、北海道で二十九件、神戸市で一件の計三十件、計五七四ヘクタールの森林が外国資本により買収されたことが明らかとなつた。

本市においては、森林面積が全体の約九割を占め、日本一降雨量の多い大台ヶ原が上流に控え、日高川・熊野川・富田川・日置川の四水系を抱える中で、市民の安心、安全の観点からしても昨今の外国资本による土地所有については、大きな不安を覚えずにはいられないのが実情である。

森林は、生命の源でもある水を蓄え、国土保全などの多面的な役割を果たしており、また、古くか

ら我が国の歴史や文化を創造してきたかけがえのない財産でもあり、今後、河川の上流域等の水源地域において、何の規制もないままに外国資本による森林売買が増加すれば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに多大な影響を及ぼすことが容易に危惧される。

よって、国においては、国民の共通の財産である水資源や国土保全の観点から、外国資本による森林売買の規制をはじめ、適切な管理制度の構築を図るための法整備を早急に行うよう、ここに強く要請する。



（提出先）内閣総理大臣・総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・内閣官房長官・衆議院議長・参議院議長



## 一般質問と答弁の要旨



### 人口減少について

問　社会減少の要因を減らすため、どのような対策をしているか

めをかけるとともに、交流人口を拡大させたいと考えています。

### がん対策について

問　がん検診の受診率向上に向けどのように取り組んでいるか



### 介護保険サービスについて

問　住宅改修と福祉用具購入費を受領委任払いにできないか



検診受診率のより一層の向上に努め、がんに関する正しい知識と健康意識の普及啓発を図り、健康の保持、増進に努めてまいりたいと考えています。

答　平成二十二年国勢調査の速報値によると、本市の人口は、七万九千百七人と、八万人を割る結果となりました。この結果については、本市の社会減や自然減の推移を見ていく中で、おおむね想定していたものの、このように数值として明らかになり、改めて深刻な問題であると認識しています。特に人口減少のひとつ的原因である社会減少では、地域の担い手である生産年齢世代の流出に歯止めがかからず、このことが年齢構成の不均衡にも繋がっていることが懸念され、今後とも産業をはじめとする、あらゆる分野において対策を講じる必要があります。

若年層をはじめとする人口減少は、自治体の根幹に関わる問題でありますので、市といたしましては、引き続き「産業力の強化」を推進するとともに、「文化力の向上」や「地域力の充実」を図り、「田辺市に住むことの価値」や「田辺市を訪れる人にとっての価値」を高める取り組みを予定しています。

答　毎年四月に、「田辺市検診事業のお知らせ」を送付する際に、四十歳以上の男性と二十歳以上の女性の対象者に対し、特定健康診査や各種検診受診券を送付しています。

問　現在、住宅改修費や福祉用具購入費については償還払いに行うこととなつておらず、利用者は、

まず事業所に改修費や購入費の全額を支払い、その領収書を申請書に添付し支給申請することになります。その後、給付の適正化を図るため、国民健康保険団体連合会で審査し、支給対象になる費用の九割分を市から利用者にお支払いしています。

これらについては、要支援一及び二の認定を受けた、比較的軽度の方の利用が増加している傾向に

あります。住宅改修と福祉用具の給付については、ほぼ円滑にご利用いただいていますが、特に住宅改修費は、支払いが困難なケースや支給日までの日数の短縮を求める相談があり、このような場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のご紹介を行っています。

受領委任払い制度については、受領委任対象事業所をあらかじめ登録する方法や受領委任の対象を低所得者に限定する方法がありましたが、いずれの方針においても事業所の登録基準、対象者の選定基準の制定が必要になります。

すでに実施、今後実施する予定の市町村が少なからずあることなどから、平成二十三年度に策定予定の次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で検討したいと考えています。

## 介護保険事業計画について

問 施設待機者を解消するための取り組みは進んでいるか

答 和歌山県が実施した調査によると、平成二十二年三月末における、市の施設待機者は、特別養護老人ホームで三百二十九人、そのうち緊急性が高いと思わ



れる要介護四及び五の待機者数は百二十六人となっています。これらの施設待機者の解消に向け、現在、介護老人保健施設百床、介護老人福祉施設五十床の整備を進めています。

また、認知症対応型グループホームについても、整備が必要と見込まれる五十四床を前倒しして、今計画期間内に整備できるよう取り組んでいるところです。これらの整備により、市における施設等へ組んでいるところです。これらの大幅に改善されるものと考えています。

平成二十四年度から三年間を計画期間とした、第五期介護保険事業計画の策定にあたっては、実施予定の「高齢者実態把握調査」の調査結果等を十分に分析し、どういった方に、どのようなサービスが必要なのかを十分に検証するとともに、国の動向等を踏まえ、必要な介護サービス提供基盤の整備を進めたいと考えています。

森林施業における地域の中心的な役割を担つてきました森林組合では、計画的な間伐実施を行い、健全な森林育成とともに林業労働者の就労の場を確保するなど、これまで伐り捨て間伐を中心とした森林施業によって地域林業の振興を推進してきました。

市としましては、現在の林業をめぐる厳しい状況の中につれて、森林機能の維持及び林業生産体制の確保を図るために、これまで地道整備や機械化への支援のほか、伐り捨て間伐に対する国、県補助への市単独補助の上乗せや再造林

## 低迷が続く林業に対する振興施策について

問 「森林・林業再生プラン」に対する考え方は

これまで、搬出間伐、伐り捨て間伐を問わず、いずれの間伐施業も補助制度の対象となつていましたが、平成二十三年度からは、一定量の搬出間伐を伴うもの以外は、伐り捨て間伐を補助対象外とすることが検討されています。しかし、和歌山県のような急峻な地形が多い地域では、搬出間伐主体の森林施業だけが補助制度の対象となってしまうと、今後の森林施業が立ち行かなくなることが懸念されます。

平成二十四年度から三年間を計画期間とした、第五期介護保険事業計画の策定にあたっては、実施予定の「高齢者実態把握調査」の調査結果等を十分に分析し、どう

いった方々に、どのようなサービスが必要なのかを十分に検証するとともに、国の動向等を踏まえ、必要な介護サービス提供基盤の整備を進めたいと考えています。

森林施業における地域の中心的な役割を担つてきました森林組合では、計画的な間伐実施を行い、健全な森林育成とともに林業労働者の就労の場を確保するなど、これまで伐り捨て間伐を中心とした森林施業によって地域林業の振興を推進してきました。

市としましては、現在の林業をめぐる厳しい状況の中につれて、森林機能の維持及び林業生産体制の確保を図るために、これまで地道整備や機械化への支援のほか、伐り捨て間伐に対する国、県補助への市単独補助の上乗せや再造林

## ヒロメのブランド化について

問 ヒロメのブランド価値を図るための取り組みを積極的に行なってはどうか

答 ヒロメは、元々田辺湾に自生している海藻で、京阪神地域の大手量販店で「紀州ひろめ」の名称で販売されています。

ヒロメは、元々田辺湾に自生している海藻で、京阪神地域の大手量販店で「紀州ひろめ」の名称で販売されています。

ヒロメは、元々田辺湾に自生している海藻で、京阪神地域の大手量販店で「紀州ひろめ」の名称で販売されています。

## TPP（環太平洋経済連携協定）について

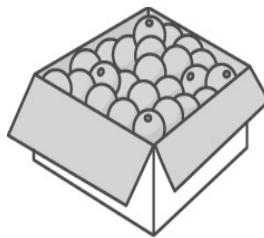
問 TPP実施による本市への影響はどのようなものが考えられるか

TPP実施による本市への影響はどのようなものが考えられるか

市としましては、梅、ミカンを中心とした果樹栽培が中心であることから、米や小麦のように直接的な影響は少ないと考えていますが、今以上に、海外産フルーツが安価に流通することで、ミカンの消費が落ち込み、価格が低迷することが懸念されます。また、市内の輸出関連事業者が少ないことか

らも、市への影響としては、メリットよりデメリットが多いのではないかと考えています。

したがって、TPP交渉への参加に際しては、あらゆる角度から検証し、対応策についても十分議論する必要があり、国民の理解を得ないままに参加すべきでないと考えており、今後も国の動向を十分注視してまいりたいと考えています。



## 植芝盛平翁の顕彰事業について

植芝盛平翁の顕彰事業と合気道の普及啓発のための取り組みは

## 部活動による中学校通学区域の弾力化について

植芝盛平翁の顕彰事業と合気道の普及啓発のための取り組みは

植芝盛平翁の偉業を中心にはじめ、翁の生き様や生涯、合気道が確立されるまでをまとめた市民読本「植芝盛平翁の生涯」を作成し、市内においては全戸配付、小学校においては「郷土の偉人植芝盛平」という副読本を活用し、合気道と

いう武道はどういうものか、植芝盛平翁とはどのような人物であつたかについて、授業で取り上げています。

それとともに、明洋中学校では、本年度は一年生で合気道の授業を導入し、来年度は二年生、そして平成二十四年度には、全学年で導入する計画で、体育教諭からは、「勝敗を目的とせず、心身の鍛錬を第一とする合気道は、授業に適している」という感想も聞いています。ここで取り組みにおいて、カリキュラムを検証し、今後可能な範囲で市内各校へも普及させたいと考えています。

また、市勢要覧、市のホームページにも、南方熊楠、弁慶とともに田辺三偉人の一人として植芝盛平翁の人物、偉業、合気道の理念について掲載し、市内外へ情報発信し、普及啓発に努めています。



この制度は幼少期から継続してきた活動や、強く希望する活動を保障し、生徒の自主性や協調性、責任感や連帯感を育成することとしています。また、本市では運動部活動に限らず、芸術や文化活動についてもその対象とし、就学予定中学校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある最寄りの中学校に就学校を変更できるとしています。この制度は生徒一人ひとりのよさを生かし、可能性を伸ばすという観点から、大変有意義なものであると認識しています。

近年、県立中学校や私立中学校に進学する児童も多く、転居によつて就学指定の変更等から、学校によつては、今後生徒数が減少し、学級編成に影響が生じる恐れのある中学校も出てくる可能性があることから、このような影響も考慮し、部活動による学区外通学の許可については、審査会を設けて十分協議し決定しています。

制度導入による学校への影響はないのか

## 学校へのクーラー設置について

この制度は幼少期から継続してきた活動や、強く希望する活動を保障し、生徒の自主性や協調性、責任感や連帯感を育成することとしています。また、本市では運動部活動に限らず、芸術や文化活動についてもその対象とし、就学予定中学校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある最寄りの中学校に就学校を変更できるとしています。この制度は生徒一人ひとりのよさを生かし、可能性を伸ばすという観点から、大変有意義なものであると認識しています。

近年、地球温暖化等の影響もあり、夏場の学校、教室は非常に暑く、文部科学省が定める「学校環境衛生の基準」で、夏の教室温度は三十度以下が望ましいとされています。決して良好な室内環境とは言えな

い状況であったと思慮しています。学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力をはぐくむための教育環境として、重要な意義を持つていることから、近年の気温上昇傾向や、児童生徒の多くが家庭等における日常生活において、クーラーを使用している環境で生活する状況を勘案すると、教室へのクーラー設置について検討の必要性は十分認識しています。

しかしながら、現在は、児童生徒の安心・安全部面を最優先として、校舎等の耐震補強や老朽校舎改築等に力を注いでいるところであり、小中学校へのクーラー設置について、将来的な検討課題として研究してまいりたいと考えています。



## 「人をはぐくむまち」の施策とは

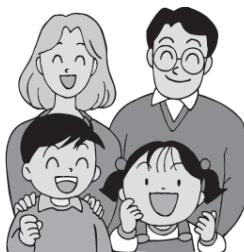
「人を大切にする教育」の基本方針では、学校教育及び公民館活動の中で、どのように位置付けられているのか

答 人を大切にする教育の基本方針では、私たちの人権認識を深めて、幸せに生きることができると社会をつくるという目標を定めており、教育委員会では、学習活動を通して、人権問題に対する正しい理解と知識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるための取り組みを継続的に進めています。

学校教育の分野では、校長会をはじめとする会議において方針の徹底指導を行うとともに、人権教育の進捗状況を点検、検証してい

ます。一方、生涯学習課では、各公民館において、市民一人ひとりが人権に対する認識を深め、生活の中にある人権にかかる問題の解決に結びつくよう、地域別の人権学習会を開催するなど、地域の人権課題を踏まえたテーマを決め事業を実施しています。

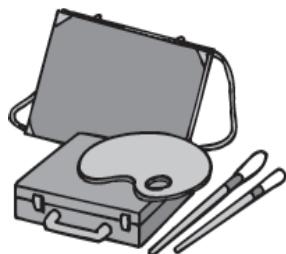
こういった取り組みにより、今後とも人を大切にする教育の基本方針の理念に沿った人権教育・啓発の取り組みを進めてまいります。



**多くの市民に利用される美術館に**

問 市民に親しまれる美術館になるために、どのような取り組みをしているか

答 美術館では、日ごろの調査や研究活動に基づいて、市民生活の質の向上に資するよう、本館、分館とともに優れた美術品を紹介する展覧会を開催しています。特別



展では、記念講演会を開催したり、ワークショップやコンサートなどの開放講座を開催しています。また、子供たちに美術に対する興味や関心を持つてもらうため、学校や学年単位で美術館に来てもらい、作品を鑑賞できる機会を設けるよう努めています。

美術館をもっと知ってもらう取り組みとして、本館では、昨年十月に新庄総合公園でNPO法人花つばみが開催した「コスマスまつり」に協賛し、一日間限定の招待券を配布したところ、二日間で四百五十人に入館いただきました。分館では、毎年十一月三日に開催している地元イベント「熊野古道癒しの里・近露まるかじり体験」に協賛し、無料入館券を配布しており、多い年には一日六百人以上の入館者があります。今後とも、これらを継続して、美術館をより知っていたいけるよう取り組んでまいります。

## 議会運営委員会行政視察報告

(紙面の都合上、委員会視察報告書より、一部抜粋して掲載しています)



### ●実施日

平成 23 年 1 月 24 日（月）  
～ 25 日（火）

### ●視察地

東京都小金井市  
全国市議会議長会

### ●出席委員（委員数：9名）

◎高垣幸司	○川崎五一
安達克典	松下泰子
佐井昭子	山口 進
吉田克己	久保隆一
天野正一	

（◎委員長 ○副委員長）

小金井市では、議会運営委員会の行政視察を機に、地方分権化に伴う議会改革を進めていくべきではないかとの観点から、6項目の調査の柱をもとに、67項目を具体的な調査項目として決定し、それぞれの提案事項について、平成14年度に13回審査を行い、議会改革に関する諸課題の調査報告書を取りまとめました。主な取り組みとしては、インターネットによる議会中継システムの導入や会議の原則公開、議会広報編集委員会による議会だより発行、一般質問における一問一答の実施、傍聴規則の見直しを行っており、その後も2年サイクルで現状の問題を見直すなど、議会改革に積極的に取り組んでいます。議会運営委員会で議会改革推進の意思統一をしてからの進展は目覚しく、それは、議会や議員全体が議会改革の必要性をしっかりと認識して取り組み始めたことが大きな要因だと考えられます。それぞれの会派、委員が提案を競い合い、議会をよりよいものにしていくという姿勢が伝わってきました。

全国市議会議長会は、市議会の議長が、その相互間の連絡、共通する問題協議及び処理のために設けた全国的連合組織で、今回の行政視察では、全国で取り組まれている議会改革の動向や状況などについて説明を受けました。全国的に議会改革が取り組まれている背景として、平成12年の地方分権一括法が施行されたことが大きな引き金となっていますが、その根底には地道に「開かれた議会」「身近な議会」を模索してきた自治体議会の努力があったことが伺えるところです。

議会改革はあくまでも手段であり目的ではなく、終わることのない永遠のテーマであり、常に現状を検証し、さらなる改革に取り組んでいくとする小金井市議会の姿勢から多くのものを学ぶことができました。今回の視察から先進事例のエッセンスを吸収しながら今後の田辺市議会の議会改革に生かしたいと思います。

# 政務調査費収支報告

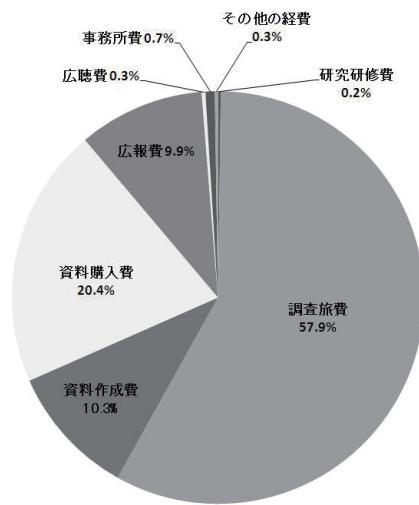
〔平成二十二年四月～平成二十三年三月〕

政務調査費とは、地方自治法に基づき、「田辺市議会政務調査費の交付に関する条例」を定めて、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されます。

当市では、会派に対し、会派の所属議員数に月額二万円を乗じた額が支給され、使途基準は、「田辺市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」で定め、議会の申し合わせにより、すべての支出に対し領収書の写しを添付することを義務づけています。

また、会派の代表者は、年度ごとに収支報告書を作成し、残余金が生じた場合は返還しており、収支報告書は市民の皆様に閲覧していただけますので、詳しくは、田辺市議会事務局にお尋ねください。

なお、平成二十二年度に交付された政務調査費の収支報告の内容は、次のとおりです。



## ■政務調査費使途内訳【会派別】

所属会派名	誠和会	くまのクラブ	一乗会	日本共産党	紀新会	公明党	清新会	無所属	合計
会派人数	5人	5人	3(4)人	3人	2(3)人	3人	2人	1人	24(26)人
収入	交付額	1,200,000	1,200,000	880,000	720,000	680,000	720,000	480,000	6,120,000
支 出	預金利息	171	185	122	95	87	113	90	916
研究研修費	2,000	2,250	0	5,315	0	0	0	0	9,565
調査旅費	544,730	616,850	411,650	126,954	380,760	205,714	51,460	197,770	2,535,888
資料作成費	117,600	286,795	15,069	5,670	24,360	2,016	0	0	451,510
資料購入費	320,195	2,100	141,360	94,002	274,405	20,500	0	42,283	894,845
広報費	0	0	0	340,176	0	93,450	0	0	433,626
広聴費	0	0	0	13,000	0	0	0	0	13,000
人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務所費	0	0	0	31,868	0	0	0	0	31,868
その他の経費	0	0	10,940	0	0	0	0	0	10,940
合 計	984,525	907,995	579,019	616,985	679,525	321,680	51,460	240,053	4,381,242
返還額	215,646	292,190	301,103	103,110	562	398,433	428,630	0	1,739,674

### 【研究研修費】

会派が研究会若しくは研修会を開催するためには必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するためには必要な経費

### 【調査旅費】

会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

### 【資料作成費】

会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

### 【資料購入費】

会派の行う調査研究活動、議会活動のためには必要な図書、資料等の購入に要する経費

### 【広報費】

会派の調査研究活動、議会活動、市の政策等について住民に広報し、又は報告するためには必要な経費

### 【広聴費】

会派が市又は会派の政策等に対する住民の要望又は意見を聴くための会議等に要する経費

### 【人件費】

会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

### 【事務所費】

会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

### 【その他の経費】

上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

会派の行う調査研究活動のためには必要な事務所の設置及び管理に要する経費

## 平成二十二年度会派構成

(○は会派代表者)

### 【誠和会】

○宮本 正信 山口 進  
松下 泰子 中本 賢治  
吉本 忠義

### 【くまのクラブ】

○陸平 輝昭 山本 紳次  
棒引 昭治 高垣 幸司  
久保 隆一 天野 正一 \*谷口 和樹

### 【一乗会】

○安達 幸治 市橋 宗行  
○真砂みよ子 川崎 五一

### 【日本共産党】

○小川 浩樹 佐井 昭子  
○豊數 太雄 塚 寿雄

### 【紀新会】

○吉田 克己 森 哲男  
○安達 克典 佐井 昭子

### 【公明党】

\*鈴木 太雄 川崎 五一  
○天野 正一 \*谷口 和樹

### 【清新会】

○小川 浩樹 佐井 昭子  
○豊數 太雄 塚 寿雄

### 【宮田 政敏】

\*印は年度内に議員を辞職

※会派とは、同じ考え方や意見を市政に効果的に反映させるため、同じ主義・主張を持つ議員が集まって結成しています。



# 議会活動日誌

## 本会議

- 2月28日（1日目）議案の提案説明  
 3月1日（2日目）議案の提案説明  
     議案に対する質疑及び付託  
 10日（3日目）委員長報告・議案審議  
     一般質問（2人）  
 11日（4日目）一般質問（4人）  
 14日（5日目）一般質問（4人）  
 15日（6日目）一般質問（2人）  
     議案に対する質疑及び付託  
 25日（7日目）委員長報告・議案審議



## 委員会等

- 2月14日 総務企画委員会（報告について）  
 22日 議会運営委員会（3月定例会運営について）  
 28日 国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会  
     （正副委員長の互選について）  
 3月1日 文教厚生委員会（報告について）  
 3日 産業建設委員会（付託議案審査について）  
     文教厚生委員会（付託議案審査について）  
 4日 総務企画委員会（付託議案審査について）  
 10日 総務企画委員会（委員長報告について）  
     産業建設委員会（委員長報告について）  
     文教厚生委員会（委員長報告について）  
     国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会  
     （三四六総合運動公園整備に係る事務事業について  
     など）  
 11日 議会運営委員会（3月定例会運営について）

- 14日 議会運営委員会（3月定例会運営について）  
     文教厚生委員会（報告について）  
 15日 高速道路及び国道バイパス促進特別委員会  
     （近畿自動車道紀勢線及び西バイパスの工事の進捗  
     についてなど）  
 16日 産業建設委員会（付託議案審査について）  
     文教厚生委員会（付託議案審査について）  
 17日 産業建設委員会（付託議案審査について）  
     文教厚生委員会（付託議案審査について）  
 18日 総務企画委員会（付託議案審査について）  
 22日 総務企画委員会（付託議案審査について）  
 25日 議会運営委員会（最終日の日程等について）  
     総務企画委員会（委員長報告について）  
     産業建設委員会（委員長報告について）  
     文教厚生委員会（委員長報告について）

議会日程の詳細や議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問がありましたら、次までご連絡ください。

ホームページでは、議会の情報や会議録をご覧いただけますほか、声の議会だよりもご利用いただけます。

## 【連絡先】

田辺市議会事務局  
 〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地  
 TEL 0739-26-9940（直）  
 FAX 0739-25-5579  
 E-mail : gikai@city.tanabe.lg.jp  
 http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/

次回の「市議会だより」

**8月号**

（6月定例会の報告）



## 議会を傍聴しませんか？

- 議会では、市民の皆さんの生活に密着し
- た重要な問題が審議されています。
- 市政を知る良い機会としてお気軽に足を
- 運んでみませんか。
- 下記の日程で定例会を開催する予定で
- す。



## 平成23年6月定例会（予定）

**本会議 6月20日・29日・30日  
 7月1日・4日・12日**

**委員会 7月5日・6日・7日  
 8日・11日（予備日含む）**

※ 上記日程は変更することがあります。  
 傍聴希望の場合は、日時をお問い合わせください。

市議会だより